

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

和 木 町

目 次

和木町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険.....	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
9	障 害	6
10	介 護.....	7
11	後期高齢者医療保険	7

和木町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
--	---------------------------

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等支援金	犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。 ・重傷病支援金 10万円 ・遺族支援金 30万円 性犯罪の被害を受けた方 ・性犯罪被害見舞金10・5万円	保健福祉課 TEL 0827-52-2195

3 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	
(3) 国民健康保険料の減免	国民健康保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保健福祉課 T E L 0827-52-2195
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
町税等の減免、納付	町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 T E L 0827-52-2193

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	住民サービス課 TEL 0827-52-2194
(2) 町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	都市建設課 TEL 0827-52-2197
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	
(5) 上下水道料金の納付相談	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、納付の相談に応じます。	都市建設課 TEL 0827-52-2198
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	消費生活相談 TEL 0827-35-5310 (毎週火曜日 9:00~17:00)
(7) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	また、和木町ホームページからwebでも相談を受付けています。

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。	こども家庭センター (保健相談センター) TEL 0827-52-7290
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	住民サービス課 TEL 0827-52-2194
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	教育委員会 TEL 0827-53-3123
【保育】 一時保育 (一時預かり)	【認定こども園在園者対象】 和木こども園在園児の保護者が、学校行事や病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合に対応しています。 【一般型】 保護者が冠婚葬祭、学校行事、病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合、和木こども園にて対応しています。	教育委員会 TEL 0827-53-3123
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	山口県母子家庭等就業・自立支援センター TEL 083-923-2490
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	岩国健康福祉センター TEL 0827-29-1522
(6) 就学援助	経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品などの費用を援助します。	教育委員会 TEL 0827-53-3123
(7) 奨学金	経済的な理由で修学困難なものに対し、奨学資金を貸し付けるものです。和木町奨学金は「無利子」の「貸与型」奨学金です。給付型ではないため、返還の義務があります。	教育委員会 TEL 0827-53-3123
(8) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	疾病、出産、看護、事故、災害等の理由で一時的に家庭での養育が困難になったとき、児童養護施設等に宿泊することができます。 （原則1人7日以内）	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(9) 児童虐待	児童の虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して児童を守ります。	こども家庭センター （保健相談センター） TEL 0827-52-7290

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195 保健相談センター TEL 0827-52-7290
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	企画総務課 TEL 0827-52-2135
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	保健福祉課 TEL 0827-52-2196
(5) いじめ、児童生徒の悩みについての相談	いじめについて児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じます。	教育委員会 TEL 0827-53-3123 スマイルルーム TEL 0827-52-2165

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	保健福祉課 TEL 0827-52-2196
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。（交通事故、闘争等の第三者行為を除く）	

11 後期高齢者医療保険

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	保健福祉課 TEL 0827-52-2195